# 令和6年度地域ひとつなぎ事業 実施要綱

### 1 目的

本事業では、ボランティア団体や地域活動者等が市町村社会福祉協議会と協働し、地域で孤立しがちな世帯へ戸別訪問し、見守り活動を行うことにより地域とのつながりを絶やさず、孤立を防ぎ、安心・安全な地域づくりを目指す活動の強化(拡充)を図るため、その活動にかかる経費の一部を助成する。

## 2 助成対象活動

### 【助成対象団体】

下記の①~④をすべて満たしている団体を対象とする。

- ①令和6年4月1日時点で設立している団体。
- ②府内市町村(京都市を除く)に活動拠点がある団体。
- ③法人格の有無は問わないが、非営利の団体。
- ④下記に示した訪問等の見守り活動を展開する団体。

# 【助成対象団体】

見守り対象者へ下記の条件をすべて満たすこと。

見守り対象者とは、**高齢、障害、児童、外国籍、ひとり親世帯問わず、<u>地域で生</u>活している見守りが必要な方全て**とする(対象者の中でなら混在可能)。

- ○見守り対象者(実人数)が<u>10人以上</u>であること。
- ○対象としている方の名簿を作成し、<u>直接戸別訪問等による安否確認等を年10</u> 回以上行うこと。
- ○活動者間で**定期的な情報の共有の場をもつ**こと(Q&A参照)。
- ○地域の課題を把握し、社会福祉協議会と共有の場をもつこと。
- ○見守り対象者も、地域の一員として生活できる機会を模索すること。
- ※令和5年度までは新型コロナウイルス感染症予防の観点等から、メール、LINE等による安否確認を活動対象としておりましたが、令和6年度は<u>基本対面、対話等による活動を対象といたします。</u>

#### 以下の活動は対象となりません。

- ○営利を目的とする活動
- ○政治又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動
- ○特定の個人のみの利益に寄与する活動
- ○見守り対象者と直接出会わないまたは会話をしない活動(対象者を定めず、地域を パトロールして見守る活動)
- ○行政委託・補助の対象事業または委嘱された活動(ただし、委託・補助・委嘱の範囲外の活動については対象となります)
- ○他の助成を受けている活動(ただし、他の助成を受けている活動の範囲外の活動に ついては対象となります)
- ○民生児童委員協議会の活動(ただし、助成対象団体が民生委員と協力して行う活動 は対象となります)

#### 3 実施期間

令和6年4月1日~令和7年2月28日

## 4 助成の決定について

申請書の提出後、申請内容を確認の上、助成の決定通知を6月下旬頃に送付します。

### 5 助成額

助成額は以下のとおり算定するものとする。

【1団体あたりの単価表】

見守り対象者数によって算定します。

対象者数(実数)	助成額
10~20名	13,000円
21名~	20,000円

※1団体につき、1申請となります。

※今年度の予算を越えて申請があった場合は、助成額の減額等の調整をすることがあります。

※申請時に見守り対象者の名簿を提出する必要はありませんが、場合によっては求めることがあります。個人情報の保有、管理については十分御留意ください。

# 6 送金について

決定通知の送付後、各市町村社会福祉協議会を通じて各団体へ送金されます。 (6月下旬頃)

## 7 申請方法

所定の申請書(団体用①②③)を市町村社会福祉協議会へ提出して下さい。提出期限は各市町村社会福祉協議会の示している期日に従って下さい。

#### 8 実績報告書の提出について

令和6年度の事業終了後、所定の実績報告書を各市町村社会福祉協議会へ提出してください。市町村社会福祉協議会への提出期限は各市町村社会福祉協議会の示している期日に従って下さい。

実績報告書に基づいて額の確定を行いますので、実績報告書の提出がない場合等は助成金の返還を求めます。また、実績の内容によってはヒアリング等を実施し、交付額との差額を返還いただく場合がありますので御留意ください。

#### 9 個人情報の取り扱いについて

本会「個人情報取扱規程」に則り適正に管理します。その上で、個人・団体が特定されない範囲で本会事業で使用する場合があります。

## 10 その他

本年度より本助成金を適正に活用いただいていることを確認いたします。